

国民年金からのお知らせ



年金時効特例法が 施行されました

この法律により、年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めて、「ご本人または遺族の方へ全額が支給されます。」

これは、年金記録問題に対する包括的な対応の一環として、年金記録の訂正に伴う年金の増額分のうち、5年で自動的に時効消滅する部分について回復を図るものです。

このような趣旨から、年金受給権のうち年金記録の訂正に係る部分のみを特例の対象とすることになりました。

対象となる方

- (1)既に年金記録が訂正されている方
のうち、
- ①年金記録の訂正により年金額が増えた方
 - ②年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金を受給される方
 - ③①や②に該当する方が亡くなられている場合は、そのご遺族の方
- (2)今後、年金記録が訂正される方のうち、年金記録が訂正された

結果、(1)①③と同様に年金額が増える方
詳しくは、草津社会保険事務所
国民年金給付課までお問い合わせ
ください。

年金記録確認第三者 委員会が始まりました

確かに納付したにも関わらず、年金記録や領収書などの無い方々のために、「ご本人の立場に立つて公正に判断する仕組みである「年金記録確認第三者委員会」が始まりました。社会保険事務所に年金記録の確認依頼をして「記録不存在」との回答があり、「ご本人も振込通知書や領収書などの証拠をお持ちでない方で、その回答にご異議のある場合には、第三者委員会に審査を申し込むことができます。申し込みは草津社会保険事務所(国民年金業務課または国民年金給付課)で受け付けています。

◆問い合わせ先

草津社会保険事務所
国民年金業務課
☎077-567-2220
国民年金給付課
☎077-567-1311

参加者 募集中

メタボリックシンドロームを防ごう！ 国保ヘルスマップ教室



肥満・高血糖・高血圧・高脂血症などは、今は症状がなくても、放っておくと重大な病気につながる恐れがあります。それぞれの状態が軽度でも、いくつも重ねて持っているとならば、可能性もあり、いずれは動脈硬化など血管へダメージを与え、糖尿病やその合併症(腎臓の障害など)・心臓疾患・脳卒中などを引き起こす恐れがあります。

そこで国保では、早期にメタボリックシンドロームの状態を予防するため、昨年度に引き続き、「国保ヘルスマップ教室」を開催します。

対象(次のすべてに当てはまる方)

- ①日野町国民健康保険に加入している方
- ②年齢は原則として64歳以下の方
- ③平成18・19年に町の基本健診(集団または医療機関での受診)を受けた方
- ④肥満度(BMI)(体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))が25以上の方
- ⑤腹囲が男性85cm、女性90cm以上の方
- ⑥血糖値、ヘモグロビンA1C値、血圧値、中性脂肪値が要指導域以上の方

※医療中(医療機関に通院し、治療・内服中)の方は原則として対象外です。

期間

平成19年9月下旬から
平成20年1月下旬まで

内容

★保健師や栄養士との個別面談を中心に、生活習慣の見直しや、健康づくりのための目標設定を行います。運動に関する講座も開催予定です。

★仕事などで昼間の参加ができない方には、夜間に個別面談をします。

申し込み締め切り

9月12日(水)



※対象となる方には個別にご案内いたしますが、該当する方がお申し込みをお待ちしております。

◆問い合わせ先

保健センター
☎6574
有線☎7777